

第41回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成25年3月11日(月) 午後1時30分から午後3時00分まで

(2) 場 所 西庁舎 12階 講堂

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英
藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹 森林計画課主幹
入札用度課主幹兼副課長 警察本部会計課課長補佐

(4) 次 第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成24年10月～12月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成24年12月～平成25年1月分)

ウ 復旧・復興に向けた入札方式の運用見直しについて

エ 平成25・26年度工事等請負有資格業者の登録について

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから、「第41回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。なお、東日本大震災の発生から2年を迎えた本日、午後2時46分から黙とうを行う予定ですので、御承知願います。

また、橘委員が急遽御欠席ということになりましたので御報告させていただきます。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が4件ございますが、これらにつきまして、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

【伊藤委員長】

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項「ア 県発注工事等の入札等結果について（平成24年10月～12月分）」ですが、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料1により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のありました件について、質問等がございましたらお願いいたします。不調対策はウのところでお説明していただきます。

【伊藤委員長】

いかがでしょうか。ございませんようでしたら、次に進めさせていただきます。

次に報告事項「イ 入札参加資格制限の運用状況について」、平成24年12月から平成25年1月分、事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課長、森林計画課主幹、入札用度課主幹兼副課長】

(資料2により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告がありました件について、質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ございませんでしたら、次に進めさせていただきます。

次に報告事項「ウ 復旧・復興に向けた入札方式の運用見直しについて」、事務局をお願いします。

【入札監理課長】

(資料3により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明ありましたとおり、入札制度そのものを変更するのではなくて、現行の入札制度の下で運用を見直す事によって、不調をなるべく少なくしたい、という御説明ですけれども、何か御質問等ございますか。

こういうことは勿論必要なわけですが、入札制度そのものを改善ということ自体は、不調を少なくする或は無くす根本的な策では全然ないわけで、なるべく入札しやすい環境を作りましょうということに過ぎないわけです。実際、マスコミ等でも報道されているように、例えば、資材が無い、作業員や技術者が不足している、そういった物理的な側面が結構大きい訳です。ただ、入札の問題でも、私ちょっと気がかりなのは、これだけ不調が多くなりますとね、本当に緊急度が高い、必要度が高いものが不調になり、案外そうでもないものが落札されるというような、こういう何というか、逆転的なことが起こりうる訳ですよ。その辺に対して、例えばプライオリティを、要するに優先順位や必要度を何らかの形で明示をして、応札してくれたら何かがある、何かそういう入札制度の側から必要度・緊急度を加味するような、策みたいのが考えられないものですか。

つまり、今の入札制度の下で、優先度・必要度・緊急度が、何らか考慮されて入札が行われているのか、各局から出てくるものから順番にということなのか、その辺はどうですか。

【技術管理課長】

土木部について申し上げますと、まず、災害復旧、浜通り以外の災害復旧は、3年で完成させようということを進めています。それから、港湾・堤防等の期間のかかるものについては、平成27

年までの5年間で完成させるということで進めているところでございます。

【伊藤委員長】

そういう目標の下での工事ですよ、ということは明示されている訳ですか。

【技術管理課長】

はい。

【伊藤委員長】

そういう御説明ではありましたけれども、現実問題としては本当に必要なものが後回しになる、必ずしも今やらなくてもいいよねというようなものが、先に工事が行われるといった事が行なわれるわけですよ。そうではないのですか。

【技術管理課長】

通常工事につきましても、やはり計画的に進めると。例えば、復興のために必要な道路等、そういうものも計画的に行う必要があるので、復旧工事と一緒に一般の事業も平行して進めて行くことを考えています。

【伊藤委員長】

そういう答えになるかな、という気はしますけども。他に質問等がありますか。

【齋藤委員】

今の件なのですけど、ちょっと何か曖昧というか、抽象的すぎてわからないのですが、行政のお立場ですから、そのようにおっしゃるのは無理もない話なのですが。今委員長からですね、優先順位・緊急性があるものですね、そういうものをプライオリティを付けた上で、それを優先させるべきではないかというお話あったと思うんです。ただ、あまりにちょっと総花的というかですね、そんな感じがしたものですから。

それではですね、一番大事なものって何ですか。防潮堤ですか。次は何ですか。それをちょっと具体的に教えて頂けませんか。

【技術管理課長】

まず、プライオリティにつきましては、やはり県全体を復旧するということがございます。まず浜通りにつきましては、やはり安全・安心という部分が大事な、と思っております。それと、避難者の定住です。住宅の確保ということが必要かなということです。これらについては、いろいろな要素がありますので、復旧事業と通常事業は一緒になって作業を進めて行くということになると思います。

【伊藤委員長】

プライオリティというのは案外難しく、誰の立場・どの立場から必要性が高いのか、プライオリティが高いのかというのは、必ずしも同じではないわけです。こういった状況の下では、今日付属の資料で県建設工事の附属機関というのがありますけれども、こういう所で何らの形で共通の認識、あるいは県民の今困っている事を吸い上げて、なるべく必要性の高いものからできるような工夫というのができないものなのかな、と思うのですけれども。言うのは簡単なのですけど、実際になかなか難しい問題なのかもしれないのですけれども、今日で丁度2年になりますので、2年経てばそれなりの事ができてなければいけないのが、いろんな事情でなかなか復旧復興が進んでいない。勿論、福島は原発の問題がありますから、その問題が非常に大きい訳ですけども、それを除いたとしても、まだまだ本当に困っている人たちが、困っている県民が望んでいる事ができてなくて、「こんな事まだいいんじゃないの」、例えば、これは県の問題ではないのですけれども、国道のセンター

ラインというか、スロープに似た工事をよくやっているんですけど、それは今必要なことなのかな、というような事が、県民感覚として、その辺のところ何か工夫、あるいは入札制度、あるいは入札の運用の問題の範囲内で行えること、できる工夫というのも、それなりには僕はあるんじゃないのかなというような気がしますので、決められた事を決められたように、これはこうだからというところ、各部局がそのとおりにやっていくだけの話で、これは必ずしも復旧復興の順番として良いプライオリティを守ったやり方になっているかという、必ずしもそうになっていないんじゃないのかなということがございますので、その辺のことをちょっと考えて頂けたら、という風に思います。

【総務部政策監】

実は本日午前中に、震災から2年目ということで、復旧復興本部を発展的に解消いたしまして、新生復興推進本部というものを立ち上げました。その中では、各部がそれぞれ復旧復興に向けてやっている事業等につきまして、それぞれの時期的な課題、あるいは新たに発生した課題、今まきにお話頂いているような、優先順位がどうなっているか、こういったことについても適宜調整できるような、そういう体制も作りましたので、その中でプライオリティの高いものを抽出するということはできますが、優先順位を落として「これはちょっといい」というようなお話はなかなかできないと思います。より一層加速化するためには何が、というような、その辺は、適宜、全庁的に調整しながら発注の方も少し動かしながら進めていきたいとは考えています。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

【田崎委員】

(資料3) 2ページに、地域要件・格付要件の緩和ということで、(資料3) 3ページの格付けの公表のところなのですが、「格付けのAやBのところもそれ以外の所も合冊すると含める事ができます。」と書いてはあるのですが、ぱっと見た時にわからなかったのは、例えば例1でABCとあって追加がBCDとあるのですが、見直しになると、ABCとなった時にDはどうなるのだろうかというのがあったんですね。その場合に、いろんな業者の方が参加できるという風には謳っていても、Dは下請けで入るしかなくなってしまうのか、その辺が説明で良くわからなかったものですから教えてください。

【入札監理課長】

この格付等級の運用の弾力化につきましては、例1ですと、2500万円、800万円、いずれの案件におきましても参加可能であった格付け以上の業者を含める事ができるという運用になります。Dは、いわゆる800万円の工事にしか参加する事ができませんでしたが、格付けCの者は、両方の工事に共通して参加可能であったということで、見直し後はABC、C以上の格付け、合冊前の全ての案件に共通して参加可能であった格付け以上の業者を含める事ができるという弾力化なので、Cまでしか見直し後も格付け等級の業者は参加できないということです。例2で申しますと、8000万円、2500万円と800万円工事を、合冊した場合においては、それぞれ当初の合冊前の工事に参加可能業者は、ABであり、ABCであり、BCDでございましたが、この3つの工事に共通して参加可能であった格付けとなりますと、Bの業者となります。Cは当初の8000万円の工事に参加できませんでしたので、Bということになりますので、一応1億1300万円規模の合冊後の工事でありますと、本来はAランクの者しか参加できないところ、3つの工事全てに参加可能であったBランク以上の業者を含める事ができるということでの運用の弾力化によります。見直し後は例2で申しますと、ABの格付け業者の参加がいずれも可能となるという風な事を

考えてございます。

【伊藤委員長】

一見、例1ですとDが排除され、例2ですとCやDが排除されるように見えるというのが問題だと思っんです。

【田崎委員】

そうです。

【伊藤委員長】

それは、最初の入札で、例えば例1で言えば800万円のところはDが入札できるわけで、それで入札すればできたのですが、誰も入札しなかったので、合冊してより入札しやすい環境を作りましょうということで、最初からDや、下で言えばC、Dが排除されている訳ではないのですよね。

【入札監理課長】

はい、そのとおりでございます。

【伊藤委員長】

2回目以降を大きくして、なるべく入札しやすいようにしようということでよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

はい。

【田崎委員】

はい。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に進ませて頂きます。報告事項のエ「平成25・26年度工事等請負有資格業者の登録について」、事務局からお願いします。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告がありました件につきまして、質問等ありましたらお願いします。

因みに、大体で良いのですが、公共事業が激減する前の一番多い頃でどの位の登録業者があったのでしょうか。つまり、公共事業が減って、業者の数が減ったということは、今回の不調の1つの原因でもあるわけですよね。

【入札監理課長】

福島県内の建設業の許可業者数が一番多かったのは、平成11年度の1万1千235者であります。それが近年でありますと、約9千者程に減っているという事がございます。県の有資格業者数で申しますと、今回御登録頂いているのが、工事で言いますと県内で1468者です。当然、許可業者が全て本県の有資格業者の登録申請を行なっているわけではないのですが、大体比率的には、このような同等の比率でこの許可業者数の中で申請を行なっているとすると、大体ピーク時から2割は減っているのではないかと推察をしているところであります。

【伊藤委員長】

他ご質問等いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次にまいります。「各委員の意見交換」について、どなたか御発言ございますでしょうか。

【影山委員】

入札不調の話についてまわるのですが、今、民間もかなり復興に向けて、企業体が事業発注しているわけです。最近私の手前の所も新たな建設をして、業者さんと懇談をする機会が非常に増えるわけですが、建設業者の皆さんは、どちらかというところ公共工事は二の次で、民間企業が大事だと。ここに入札不調の最たる問題があるのではないかと。制度各運用を拡大したとしても、入札不調は果たして減少してくるということになると、民間の復興に向けた受注をある程度見据えないと、公共工事は建設業者では2番手という見方ですよ。それは何かと言ったら、採算が合わないからです。ここに最たる原因があるという風に思っているんです。ですから、制度運用をして4月以降、緩和されてどのような結果を得るのかということは予想資料がありませんので何とも言えませんが、業者の皆さんもそういう捉え方をしているんですよ。ですから、ちょっと不調の最たる原因、ここに正面向き合わないと不調は更に続くのかな。という風な気がしてならないと感じているところです。取り越し苦労であればいいなと思っているのですが、業者さんと懇談するとそういうことらしいんですよ。

【伊藤委員長】

その辺についてはいかがですか。

【入札監理課長】

それはなんとも言いようがないです。

【伊藤委員長】

一つ言えるのは、民間の方が、価格面でもいろんな条件でも納期にも、フレキシブルにできるんですよ。公共事業の方がある意味では価格についても納期についても、もちろん様々な制度でフレキシブルにできる部分はあると思うんですけど、やはり固い仕組みになってしまっている、その辺のところが一番大きいですよ。かといって、この委員会でどうのこうのできる、ということではないのかもしれないですけども。

【影山委員】

実質的には、そういうことですよ。

【伊藤委員長】

アベノミクスですね、景気が良くなれば公共事業も増えますけれども、民間の投資も増えていくということになって、どちらをとるかというところ民間の投資を先にしていう事が、言ってみれば経済の論理としてそういう風に動くことが普通は当たり前なんですけど、こういう状況であるからこそ、建設業者も地域の振興等の社会的責任ということを考えて頂いて、なるべく公共事業も受けて頂きたいということは県としては望むところだと思いますけれども、それを強制的にどうのこうのということは、なかなか難しいところだと思います。その辺は、ある意味持ちつ持たれつの部分がございますので、建設業者の方は意識して頂けたらありがたいな、とは思いますが。

他いかがでしょうか。

【齋藤委員】

今の件に関してなのですが、新聞の切り抜きを持ってきたのですが、3月6日付けの産経新聞ですね、「復興への闘い」という記事でですね、こんなこと書いてあるんですよ。「人件費と資材費の合計が受注額を上回る事も多い。赤字分の負担は受注した側が受け持つ。利益が無くなれば管理費を削らなければならない。下請け業者にも負担がまわる。阪神大震災の時に、復興のために忙しく働いた業者に赤字しか残らず、倒産した企業も多いという。」こういう風な事らしいん

ですよ。この辺りですね、それぞれの企業や団体の方々からの聞き取りでも出ましたように、やはり採算が取れないものをやれるわけがないわけですよ。今の公共工事と民間という対比だけではなくて、例えば一般の公共工事の除染等ですね、あるいは福島県対他の被災した岩手県や宮城県で、そっちの方が高いものですからどんどん持っていかれちゃって、福島に人も資材も来ないんだって話を聞かされた訳です私たちは。では、何でですね、福島は今年度は県の24年度の一般会計316億円を減額補正したと、震災関係の公共事業は計画どおり進まない、結局必要な分のお金が出せないではないのですか。公共のものだから縛りはあるでしょう、だけど岩手や宮城にはできるのに、何故福島ではそれができないのかということが、私はとっても疑問なのですがいかがでしょうか。

【技術管理課長】

人件費や資材の単価につきましては、前にも労務費につきましては、国土交通省や農林水産省の方と調査して決めています。あくまでも実勢価格という事で設定しています。資材につきましては、県としましては、物価資料がありますので、それで毎月変われば変更しています。1ヶ月で違いがあればその都度、毎月やっています。変更でどうしても必要であれば、単価が急に上がったたりした場合はスライド条項を使う等、そういうものがありますので、そこで単価が上がった分を請け負いに上乗せできるということがありますので、そういう対応をしているということでございます。土木部で予算を大分残したという話ですけども、一例を申しますと、防災緑地関係で最初土砂を、購入土等、そういうものを流用できたというようなことで縮減できたというようなことがあったということでございます。

【伊藤委員長】

タイムラグがあるんですよ。県のやり方ですと。そうすると物価や情勢を見ながらそれをふまえて上げる頃にはもっと上がっている、ということが多分起こっているから、本当にそれなりに利益が上がるなら民間じゃなくたって公共事業、これまでもお世話になっているからということになるかもしれないですけども、多分そういう風になっていないということは、それなりに利益が得られる工事ではないという風に業者が踏んでいるからということになりますよね。ですから、その辺のタイムラグをいかに縮めていくのか、勿論、むやみに上げる事ができないにしても、なるべく今の価格なり労賃を、早く反映させるような仕組みを作っていないと、後手後手で遅れてくることになると思うんですけど。タイムラグというのが民間に反映されるのと、公共事業に反映されるのと、どのくらいあるという風にお考えですか。

【技術管理課長】

民間と公共事業のタイムラグとなると、なかなか難しいと思うんですけど。

【伊藤委員長】

実勢価格と県が調査をした結果、こうしますよ、ということを決めることによって決まる価格と、どのくらいの時間がかかることになるのですか。

【技術管理課長】

まず、私たちが資材単価を作る場合は、物価資料、積算資料等がありますのでそれを参考にするということで、その参考資料となるものが大体1ヶ月くらいはかかる調査で、その調査してから1ヶ月後くらいにその本が出されるので、1ヶ月くらいはタイムラグがあるのかなと考えています。

【伊藤委員長】

そこでね、工事が始まってから例えば3ヶ月・半年、工事がかかるわけですよ。その間にどんど

ん上がっていくわけですよ。それを見込んでという事では当然ないわけですよ。そういう意味では、1ヶ月とおっしゃったけども現実的にはもっと長い期間、つまりその分だけ値上がりしているということが起こりうるわけですよ。

【技術管理課長】

今おっしゃるとおりで、単価調査して、本にされて1ヶ月、公告して契約まで1ヶ月くらいはかかりませんがその期間はかかります。先ほど申し上げましたように、そこで単価にスライド条項というのがありまして、単価・労務が上がった場合、そのスライド条項を使って残工事費の1%以上上昇すれば、1%以上分については変更で対応するというようなことしております。

【伊藤委員長】

そのスライドも、スライドのパーセンテージもやはり遅れてついてくる訳ですから、今の実勢価格を反映している訳ではないですからね、やはり少しずつ遅れているというのは一つの原因であることは間違いありません。

【齋藤委員】

結局この1%がどうこうで改善できるのかといえば、絶対改善できないだろうと思うのですよ。はっきり言って。それで、この委員会です、そういうことが論議できるのかどうかと思っておりますね、この間お願いして県にはどのような委員会や会議あるのかということで、表を作って頂きました。それでですね、(委員会や会議が)たくさんあるのですが、そういうようなことを、この表のどこが話し合いをなさっているのか教えて頂けないでしょうか。

【入札監理課長】

前回、第40回の監視委員会におきまして、齋藤委員から、県のいわゆる建設工事等に関係します審議附属機関、こういったものがあるのか一覧表に整理して欲しいという要望がありまして、皆様の机の上に上げさせて頂きました。ここで、附属機関と懇談会と会議という風に大きく3つに分けさせて頂いております。附属機関と言いますのが、法令、条例により設置されている機関で建設工事関連のものとお理解頂きたいと思っております。こちらに記載のとおり、当入札制度等監視委員会をはじめ、土地収用事業認定審議会、建設工事紛争審査会、都市計画審議会、開発審査会、建築審査会と主なものがございまして、それぞれの審議内容、委員数、担当部・担当課が記載になっております。附属機関につきましては、県全体で建設工事に関係していない部分も含めると、24年4月1日現在で全体では76ございまして、うち、建設工事関連がこちらの6つという事にご理解いただきたいと思うのですが、真ん中の懇談会等につきましては、いわゆる法令・条例の規定等にはよらず、県の要綱等に基づき設置されているもので、県職員以外の方がその委員の全部・一部を構成しているというものでございまして、県全体では116ございまして、そのうち、建設工事関連で公共事業評価委員会と政府調達苦情検討委員会ということで上げさせて頂きました。最後の会議というのが、いわゆる法令・条例あるいは要綱に基づかないものの、いわゆる総合評価委員による会議や、先ほど入札不調の発生を受けて建設工事復旧復興連絡協議会を立ち上げて設置したということをお報告させて頂きましたが、そのような条例・要綱等には基づかなく設置されている県の会議が、県の建設工事関連で把握できただけで2つということで、こちらは数的には県全体でいくらかあるかということは組織定数を所管している県の行政経営課というところでは、数的には把握していないという状況のものでございまして、ただいま齋藤委員の方からお話がありました区分につきましては、いわゆるその単価の設定に関係してこういう附属機関更には懇談会や会議等の上で審査・審議しているような機関があるかというようなお質しだと思うのですが、一応そういう部分の所管

につきましては、技術管理課となりますので、おそらく、多分会議という形ではないと思いますが、回答させていただきます。

【技術管理課長】

資料がわからないので、見てないので、意味が。

【入札監理課長】

いわゆる単価を審議する機関があるか、ということです。

【伊藤委員長】

あるいは、もっと広く不調対策を検討する会議等があるかということです。

【技術管理課長】

不調対策等で、法令に基づく機関、そういうことで審議する所はないのですが、復旧復興連絡協議会、各方部に8方部、入札不調対策等で検討する場がございまして、御存知と思いますが、発注者と受注者と資材関係者が一緒になって不調対策を今まで講じているということでございます。1つ事例を挙げますと、資材不足ということがございまして、相双地方で生コンが足りないということで、その辺を発注者同士で行程調整や生コンプラントの設置を検討するなど行っている状況でございまして。

【伊藤委員長】

連絡協議会という名前ですから、県側と業者側が一緒になって解決するという制度ですよ。

【技術管理課長】

はい。

【齋藤委員】

一番下の福島県建設工事復旧復興連絡協議会ですよ。私は、これはそれぞれの委員会が、この連絡協議会なのかな、と思ったんですよ。そういう意味ではないのでしょうか。

【建設産業室長】

この会議は、23年12月になりますけれども、不調が増加してきたというところにおきまして、新潟・福島豪雨、中通りの豪雨、それから今回の震災で、県内がそれぞれ被災を受け、これからの工事を乗り切るためにそれぞれの方部でそれぞれの課題があるので、8方部に立ち上げたわけです。発注者は県のみではなくて市町村も発注者です。受注者側としては1本なので受注者側、発注者側が意見を交換しながらこの膨大な量の工事を乗り越えて行こうということで立ち上げたものです。その中でできた意見を整理し、例えば単価の面については国に要望していくというような、それぞれの役割分担で不調対策を行い円滑な施行を確保するという観点で進めてきた会議でございまして。

【入札監理課主幹兼副課長】

意見交換の場ではございますが、東日本大震災の日から丁度2年を迎えまして、震災により犠牲となられました皆様方の御冥福をお祈りしまして、1分間の黙祷を捧げたいと思います。皆様、御起立頂きたいと思います。

(黙祷)

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは黙祷を終わります。御着席頂きたいと思います。

【齋藤委員】

行政とですね、業者とのっていうのもフレームの中での話だろうと思うんですね。この表にして

頂いたものを見ても、それぞれ担当する事務的な内容っていうものがある程度限られている訳ですよ。この委員会も入札及び契約の適正化に関する事業事項等ですから、この文言だけを見ると、私たちはそのフレームを超えて入札不調をもっと根源的にどうにかしなければならないのではないかと、今本当に話し合わなくてはならない、まさにその時期だと思うのに、一体話をして良いものなのだろうかどうなのだろうか、他のもっと適正な、私たちではないもっと優秀な方々が話をしていらっしゃるのであれば、何も私たちがでしゃばってやることでもなくて、自分たちに与えられたセグメントの中でやっていけばいいのかな。と思う訳です。だけれども表だけ見ると、どこでもそういう大事なことをですね、専門的にやっているという風なものが見受けられないような気がするんですよ。一番最後に希望を繋いだのが、福島県建設工事復旧復興連絡協議会。何でこういう大事な所にうちの委員長を入れてくれないのかしらと実は私は思っていたんですけど、一番復興の基礎になるもの、インフラや、どういうところがどういう状況になっているっていう測量調査、そういうのが一番大事だと思うんですけど、そういうところから始まって、これからどういう風にするんだと、例えば予算をですね、316億円も減額補正したというような話ですよ。これはもう結局競争に負ける訳でしょ。はっきり言って。民間との競争に県は負け、岩手や宮城との競争に負けている話なのだろうと思うんですよ。だけど福島っていうのは、「福島の復興なくして日本の復興なし。」と言われているわけです。その時に、前の政権も今の政権も言うておりますけれど、こういうですね、予算を削りながらですね、やらなきゃならないことまでやらないでいる、やれずにいるんでしょうけども、これをなんとかしなかったら小さな枝葉末節のところ、どうしようこうしようと言っても、恐らく大した効果は出ないと思うんですよ。何でもっと本気になってというか、競争に勝つようにできないのか。今、福島県民は、これだけの被災しながら日本再生の先手な訳ですよ。そのことを考えたならば、そんなに悠長な事を、私たちはここで暢気な議論をしていて良いんだろうか、つくづく思います。言葉悪いですけど、人がいない・モノがない、今の鉄火場ですよ。言葉悪いですけど。良きにしろ悪きにしろ、戦略の逐次投入が一番愚かな戦略だと言われているんですよ。一番本当に大事なものからプライオリティを付けていって、負けずに頑張りたいんですよ。それをお願いしたいと思います。

【入札監理課長】

1点だけ誤解の無いように説明させていただきますと、いわゆる宮城・岩手に負けているのではないかと、という御指摘については、確かに民間工事に作業員等がとられて宮城の方に行っているという事実は否定しませんが、公共工事の発注におけます入札不調の発生率を見ますと、昨年度、いわゆる一般土木工事におけます入札不調発生率の三県比較で申しますと、23年度は宮城県は不調発生率は28%でございました。岩手県が10%、本県が先ほど報告しましたとおり12%という風な状況でございました。それが今年度、24年度これまでの不調発生率で申しますと、宮城県は38%ということで、本県同様昨年度より10ポイントアップしております。宮城県は約4割近く不調になっているという実情がございます。岩手県の場合は、15%ということで昨年度より5ポイントアップしているという状況でございまして、いわゆる県、それぞれ宮城・岩手・福島で発注している公共工事におけます入札不調発生率を見ますと、宮城はやはり前年度より10ポイントアップしている。本県も同じような状況で10ポイントアップしている。岩手は5ポイントのアップに留まっているという現状は見受けられますが、そういう意味で被災三県においては今なお不調に喘いでいるとか、不調対策に頭を悩ませているという現状が見て取れます。恐らく民間工事、先ほど影山委員からもお話ありましたとおり、どうしても民間工事の方へ流れてしまっているという現

状は否定いたしません。ただ、それぞれ公共工事の発注におきましては、労務単価の問題や資材単価の問題があり、よりフレキシブルに弾力的に対応できるようなスキームを講じていますが、なかなかそれがタイムラグがあって落ち着かないという現状もあって、そういう中で本県といたしましても、この入札制度の運用見直しをする中で、不調を少しでも減ずるような一助になればということで知恵を出させて取り組ませて頂いていると、そういう努力だけは御理解頂ければと思っております。

【伊藤委員長】

齋藤委員のおっしゃることは、もっともなことで私も同感なのですが、入札制度に鑑みて不調をいかに少なくするかという面で考えたら、多分そんなにできる事は多くなくて、実効性がそんなに高いかというと、そうでは多分ないと思います。ということは、県全体でもっと総合的に入札不調を減少させて復旧復興をスピードアップするような、総合的に検討する機関なり委員会なり、そういうものが多分必要なのにも関わらず、今日出された委員会等は、それぞれ細かい話ですよ。ですから、その辺のところは、入札制度等監視委員会として、どうこう意見を申し上げられる立場ではないのかもしれないですけど、入札制度の立場から言ってもこれだけ努力をしていると改善しようとしていると。ですから、根本的な対策として総合的な検討が、県側としては必要だと思うので、それはお願いしたいということ意見を言う事はできると思います。それに対して、県側がどういう風に対応していただくかということですけど。確かに、おっしゃるとおり、総合的に、あるいは全体的な観点で、先ほどのプライオリティにしても、いかに不調を無くすかにしても検討するという機関が、本来は多分知事さん位をヘッドにしたかなり高いレベルのところですね、そういうような検討をしていただかなければならないとは思っています。

【齋藤委員】

確かに今、委員長がおっしゃるようになりますね、もっと上のレベルの所ですね、多分やって頂いているんだろうと思うんです。この間の業者さんの団体ですね、いろんな聞き取りをさせていただきました。これは、ここだけで、私たちだけが伺った話なのか、それともそういう県知事さん何なりが、それを統帥していらっしゃるグループ等が、どういう委員会か会議かわかりませんが、そういう所にも、そういう現場の方々の声というものが届いているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

【入札監理課長】

もともと23年の8月以降、急増する復旧工事に伴いまして入札不調が顕在化してきたことを受けて、御説明しておりますとおり平成23年12月に福島県建設工事復旧復興連絡協議会を立ち上げたのが、いわゆる発注機関、更には建設業界、発注機関につきましては、県のみならず市町村の発注機関も含めて、そういう情報共有をして様々な課題問題を抽出する中で対策を講じるために、この連絡協議会を設置したのが、そもそも不調対策の一環として最初に立ち上げた連絡協議会であります。我々としましては、そこがベースとなって発注機関のみならず、いわゆる受注サイドであります建設業界からの御意見も聞きながら、連絡協議をして有効な対策を講じていくというようなもののベースとなっていると理解しておりますので、そこが出发点であると同時に、その上に組織として、という課題は今後のものとしてあるかもしれませんが、そういう不調の対策を講じていないということではなくて、連絡協議会を立ち上げる中で、まずは対策を講じてきたという風なこれまでの経過があるということだけは御理解頂きたいと思っております。

【伊藤委員長】

ちょっと不満なのはね、一番下の連絡協議会がね、担当部署が土木部ですよ。多分、土木部という部署が主管するのではなくて、もう少し総合的なところで主管しないと今回の問題は対応できないなという印象は受けます。私も個人的には言いたい事はあるのですが、入札制度等監視委員会としての立場を考えると、今回提案して頂いた事は粛々とやっていただくとならざるを得ないということだと思います。今出たいろんな意見を、いろんなお立場の方がいらっしゃると思いますので、それを踏まえてなるべく復旧復興に差し支えないようにスピードアップできるように、それぞれの部署等で頑張ってもらいたいと思います。

他はいかがでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

過日、県民の皆様からの御意見を幅広くお聞きしまして、県行政に反映させるため、公募委員1名を1月16日から2月15日まで募集させていただいておりましたが、応募者がおりませんでしたので、その旨ここで御報告させていただきます。

続きまして、次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【伊藤委員長】

ただいま事務局から審議依頼のあった件につきまして、御意見をお願いいたします。

事務局案をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案でございますが、次回の審議対象期間につきましては、平成24年4月から平成25年3月までの1年間、抽出テーマにつきましては、大規模な災害復旧工事のうち公募型随意契約で発注しました案件、また、抽出委員でございますが、こちら50音順になっておりまして、本日欠席されておりますが橋委員、芳賀委員にお願いしたいと思いますがいかがでございますでしょうか。

【伊藤委員長】

今お話ありましたとおり、期間が平成24年4月から平成25年3月までの1年間、テーマが大規模な災害復旧工事における公募型随意契約で発注しました案件、抽出委員が橋委員、芳賀委員ということでございますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

【伊藤委員長】

それではそうさせていただきます。事務局から他にございますでしょうか。

【総務部政策監】

本日は、大変熱心な御議論ありがとうございました。貴重な御意見ありがとうございます。当委員会につきましては、現在の委員の皆様での御審議は、今回が終回でございます。東日本大震災後の状況の中で、入札制度等について貴重な御意見、御審議ありがとうございました。本日御欠席の国分委員におかれましては、今回をもって御退任ということでございます。本当にありがとうございます。引き継ぎお願いいたします委員の皆様におかれましては、今後ともより良い制度の構築に向けまして適切な御意見を頂戴できればと思っております。この場を借りてお願い、それから御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

【伊藤委員長】

他に事務局からございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整でございますが、皆様のお手元に日程確認表を配布してございます。お手数をおかけいたしますが、3月18日来週の月曜日頃までに事務局へファックス等で御提出頂きますようお願いいたします。

【伊藤委員長】

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上を持ちまして、第41回福島県入札制度等監視委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。